

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 2026年2月10日

【会社名】 新日本海フェリー株式会社

【英訳名】 Shinnihonkai Ferry Co., Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 入谷 泰生

【本店の所在の場所】 北海道小樽市築港7番2号

【電話番号】 0134 - 22 - 6191(代表)

【事務連絡者氏名】 総務課 課長 斉藤 寿章

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区梅田2丁目5番25号

【電話番号】 06 - 6345 - 3921(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部 部長 梶原 隆徳

【縦覧に供する場所】 新日本海フェリー株式会社大阪本社
(大阪市北区梅田2丁目5番25号)
新日本海フェリー株式会社舞鶴支店
(京都府舞鶴市字浜小字浜2025番地1)
新日本海フェリー株式会社敦賀支店
(福井県敦賀市鞠山95号4番地)
新日本海フェリー株式会社新潟支店
(新潟市東区古湊町2番20号)
新日本海フェリー株式会社東京支店
(東京都千代田区内幸町2丁目2番3号)

印は金融商品取引法の規定による縦覧すべき場所ではありませんが、投資者の縦覧の便宜に備えるものであります。

1【提出理由】

当社は、財務上の特約が付された金銭消費貸借契約（以下、「本契約」といいます。）を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本契約を締結した年月日

2026年1月28日

(2) 本契約の相手方

都市銀行

(3) 本契約に係る債務の元本の額及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

借入金額 1,700百万円

弁済期限 2030年12月30日

当該債務に付された担保の内容 船舶

(4) 財務上の特約の内容

本契約には以下の財務制限条項が付されており、いずれかに抵触し、貸付人から請求があった場合には、期限の利益を喪失します。

各年度の決算期及び中間期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額から「新株予約権」、「非支配株主持分」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額を前年同期比75%以上に維持すること。

各年度の決算期及び中間期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額から「新株予約権」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額を前年同期比75%以上に維持すること。

各年度の決算期における連結の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

各年度の決算期における単体の損益計算書に示される営業損益が2期連続して損失とならないようにすること。

各年度の決算期における連結の損益計算書に示される親会社株主に帰属する当期純損益が2期連続して損失とならないようにすること。

各年度の決算期における単体の損益計算書に示される当期純損益が2期連続して損失とならないようにすること。